

令和8年度小国町結婚祝金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町に定住の意思のある新婚世帯の婚姻に際し、結婚祝金（以下「祝金」という。）を交付することにより、結婚の促進を図り、もって地域における人口減少や少子化対策に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町に永く住むことを前提に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する本町の住民基本台帳に記載され、かつ本町を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 新婚世帯 婚姻届を受理された日から、1年以内の夫婦をいう。

(受給対象者)

第3条 祝金の交付対象となる新婚世帯は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 申請日から起算して5年以上、本町において定住の意思があること。
- (2) 婚姻日から起算して6月を経過した日以内に、夫婦又は夫婦のいずれかが本町に住所を有し、かつ居住していること。
- (3) 過去に本祝金の交付を受けた者との婚姻でないこと。
- (4) 同一人との再婚でないこと。
- (5) 町税等を滞納していないこと。

(祝金の額)

第4条 祝金の額は、新婚世帯1組に対して10万円とする。

(交付申請)

第5条 祝金の交付を申請しようとする新婚世帯（以下「申請者」という。）は、婚姻日から起算して1年以内に、小国町結婚祝金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、小国町結婚祝金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(祝金の返還等)

第7条 町長は、祝金の交付を受けた者が、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、祝金の交付決定を取り消し、又は祝金の全部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正の申請を行ったと認められるとき。
- (2) 申請日から起算して5年以内に他の市区町村に転出したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、祝金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事情があると認めるときは、祝金の返還を免除することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日以降に婚姻した者に適用する。